

## 確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

当金庫は、確定拠出年金運営管理業務を行うにあたり、次の4項目を遵守し、当該業務の適正な運営に努めてまいります。

1. 運用方法の選定・提示にあたっては、お客様の利益を考え、適切な金融商品を選定するように努め、お客様の意向と実情に沿って提示いたします。
2. お客様ご自身の判断でお取引いただくため、金融商品の内容やリスク内容など重要な事項について、適時・適切な情報提供に努めます。
3. お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、確定拠出年金に関する法令などの遵守に努めます。

労働金庫